

## ○備前市自主防災組織活動事業助成金交付要綱（抜粋）

### （目的）

第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定及び備前市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対し、予算の範囲内で活動に必要な助成を行い、もって地域住民の防災意識の高揚及び防災体制の確立を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この告示において自主防災組織(以下「組織」という。)とは、隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に組織し、災害の未然防止、災害時の被害拡大防止及び災害応急対策活動を行う団体で市長に届出のあるものをいう。

### （助成対象経費）

第3条 この告示による助成金の対象となる経費は、別表第1区分の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表内容の欄に掲げる経費(以下「助成対象経費」という。)とする。ただし、助成対象経費のうち避難訓練等支援事業における資機材は、別表第2に掲げる資機材とし、当該避難訓練等に使用するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の公的補助金等を受けている場合は、助成対象経費の額からその金額を差し引くものとする。

### （助成金の額等）

第4条 この告示による助成金の額は、別表第1区分の欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表助成金額の欄に掲げる額とし、同表限度額の欄に掲げる額を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に、100円未満の端数があるときは、その端数金額はこれを切り捨てるものとする。

3 市長は、助成金の交付を受けた組織には、その受けた年度から起算して3年以内はこれを助成しない。

### （申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする組織の代表者(以下「申請者」という。)は、自主防災組織活動助成申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 防災計画書
- (3) 役員名簿
- (4) 人口、世帯数調書

- (5) 活動計画書
- (6) 収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定し、自主防災組織活動(助成・不助成)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第7条 助成決定の通知を受けた組織の代表者(以下「助成事業者」という。)は、第5条の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(請求)

第8条 助成事業者は、事業が完了したときは、備前市自主防災組織活動助成金交付請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 資機材等の購入に要した費用を明らかにする書類及び領収書の写し
- (2) 資機材等の設置場所及び管理責任者を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付)

第9条 市長は、前条の請求があつたときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し)

第10条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 市長の承認を受けて、助成事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 助成事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (5) この告示に違反したとき。

(管理)

第11条 助成事業者は、助成金を受けて取得した資機材等の適正な維持管理に努めなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(譲渡禁止)

第12条 助成事業者は、助成金を受けて取得した資機材等を第三者に譲渡してはならない。

(紛失等の届出)

第13条 助成事業者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 助成金を受けて取得した資機材等を紛失したとき。
- (2) 助成金を受けて取得した資機材等が滅失したとき。
- (3) 助成金を受けて取得した資機材等が本来の機能を喪失したとき。

(返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 自主防災組織が解散したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により助成を受けたとき。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1(第3条、第4条関係)

区分	対象経費	助成金額	限度額
避難訓練等支援事業	自主防災組織が避難行動訓練、避難誘導訓練、避難支援訓練、初期消火訓練、情報収集・伝達訓練、救助・救出訓練、炊き出し訓練等に要する経費(資機材については、訓練で使用するものとし、実績報告において訓練等で使用した際の写真を添付すること。)	対象経費の全額	(1) 50世帯以下 70,000円 (2) 51～100世帯 100,000円 (3) 101～150世帯 140,000円 (4) 151～200世帯 175,000円 (5) 201～250世帯 210,000円 (6) 251～300世帯 240,000円 (7) 301～350世帯 270,000円 (8) 351世帯以上300,000円
ハザードマップ作成支援事業	自主防災組織が地域の災害リスクを確認し、災害時の迅速な避難につなげるため、ハザードマップの作成等を行う事業に要する経費	同上	500,000円

災害・避難カード等作成支援事業	自主防災組織が災害時に適切な避難行動がとれるよう、地域の災害リスクの確認やワークショップを通じた、世帯ごとの「災害・避難カード」作成等を行う事業(看板、標識等の設置を含む。)に要する経費	同上	200,000円
避難所運営実働訓練等支援事業	自主防災組織が避難所空間配置図(レイアウト)を作成し、避難所運営の実働訓練を実施する事業に要する経費	同上	100,000円

別表第2(第3条関係)

資機材名
街頭用消火器、消火器格納庫(取付費含む)、バケツ、消火器薬剤、自動体外式除細動器(AED)、ヘルメット、バール、掛矢、ハンマー、一輪車、車いすけん引式補助装置、ロープ、ゴムボート、ツルハシ、リヤカー、ジャッキ、スコップ、エンジンカッター、チェンブロック、チェーンソー、ウインチ、救急箱、はしご、脚立、担架、防煙マスク、毛布、のこぎり、ラジオ、無線機器(簡易で携帯用のもの)、電池メガホン、標識板、標旗、強力ライト、発電機、炊飯装置、テントその他市長が防災活動上必要と認めるもの